

農業用使用済プラスチック適正処理推進事業実施要領

農業用使用済プラスチック適正処理推進事業については、農業用使用済プラスチック適正処理推進事業補助金交付要綱（令和３年４月１日付け３農支第１９号、以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第１ 事業の目的

県は、循環型社会の形成並びに持続可能な農業の実現を目標に「環境と共生する農業」による安全・安心な農産物の供給を推進している。

このため、地球温暖化、海洋汚染などの原因とされる農業用使用済プラスチックの排出量の抑制とともに適正処理並びに資源としての再生利用を進めることを目的とする。

第２ 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助対象及び採択要件は、別表１のとおりとする。

第３ 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助する。

第４ 事業実施の手続き

１ 事業計画の策定等

- （１）事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第１号）に農業用使用済プラスチック適正処理推進事業計画書（様式第２号）を添付し、農林事務所長（県域団体の場合は農林水産部長：以下「所長」という。）に申請する。
- （２）所長は事業実施計画書、必要な書類を添付のうえ、様式第３号により農林水産部長に協議する。

２ 事業計画の承認

- （１）農林水産部長は、第４の１により提出のあった事業実施計画書等の内容を審査し、適当と認める場合には、様式第４号により通知する。
- （２）所長は、前項の通知に基づき、上記１の（２）により申請のあった事業実施計画の承認（様式第５号）を行う。

３ 計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第３条または第６条に定める申請をすることができる。

第５ 事業計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表に定める

計画の重要な変更または中止をする場合は、速やかに変更承認申請書（様式第 6 号）を所長へ提出し、第 4 の 1 及び 2 に準じて変更または中止の手続きを行うものとする。

第 6 実績報告

所長は、交付要綱第 10 条による実績報告を受けた時は事業実績報告書（様式第 2 号）を添付の上、様式第 7 号により農林水産部長あてに速やかに提出する。

第 7 事業の実施期間

本事業は、2 年間継続して実施することができる。2 年間継続する場合は、第 4 に基づき年度毎に事業実施計画を策定するものとする。

第 8 成果確認検査

所長は、交付要綱第 10 条による実績報告を受けた時は、成果確認検査を農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行う。

第 9 その他

- 1 交付要綱様式第 1 号、様式第 6 号中の「別に定める様式」については、様式第 2 号とする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

農業用使用済プラスチック適正処理推進事業実施要領 別表1 (実施要領第2関係)

事業内容	事業実施主体	補助対象の活動及び経費	採択要件及び留意事項等
1 農業用使用済プラスチック適正処理地区推進協議会活動支援	各地方(地区)農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会及びその構成員	1 各地方(地区)農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会及びその構成員等が農業者、県農林事務所と連携し、農業用使用済プラスチックの排出抑制及び適正処理に関する次に掲げる取組に必要な経費。 (1) 排出抑制(代替技術の導入を除く)の取組 (2) 回収量(率)向上の取組 (3) 処理費用低減の取組 (4) 再生利用量(率)向上の取組 (5) 回収・処理体制の維持・強化の取組 (その他必要な取組) (6) 農業用プラスチック代替技術導入支援のデータをもとにしたマニュアル等の作成 2 補助対象経費 委員、講師等謝金、旅費、使用料賃借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費など	
2 農業用プラスチック代替技術導入支援	1 各地方(地区)農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会及びその構成員 2 その他農林水産部長が必要と認めた者	1 代替技術の実証(試験・調査)に関する次に掲げる経費 (1) 実証(試験・調査)の運営等 (2) 実証ほの設置 (3) 代替製品の試験利用及びアンケート調査等の実施費用 (4) その他必要と認められた実証試験及び調査 2 実証に必要な資材費、機器等のリース費用など 3 補助対象とする実証技術は要領 別表2のとおりとする	1 その他農林水産部長が必要と認めた者とは次の要件を全て満たすものとする (1) 農業者3戸以上で組織する団体、農業生産法人 (2) 所在地の協議会及び関係者と連携できるもの (3) 実証(試験・調査)により得た情報の提供など所在地の協議会及び関係者に協力できるもの (4) 承認申請時に別記様式1及び別記様式2を提出すること 2 実証(試験・調査)実施後、技術マニュアル等を作成すること 3 実証ほの設置は、実証区及び対照区(慣行技術)を設置し、比較検討すること

農業用使用済プラスチック適正処理推進事業実施要領 別表2 (実施要領第2関係)

代替技術の実証（試験・調査）において 対象となる農業用プラスチック資材	想定される代替製品及び技術（実証内容）	留意事項等
1 ビニールマルチ、加温用トンネルフィルム等の被覆資材 2 プラスチック製ポット、育苗トレイ等 3 プラスチックを使用した被覆肥料 4 サイレージラップフィルム 5 その他農業用プラスチック製品	1 生分解性マルチ、紙マルチ等 2 ペーパーポット等 3 生分解性被覆肥料、化学合成緩効性肥料（ウレアホルム、I B、CDUなど）、ペースト肥料 4 木綿性ロールベラー用ネット等 5 その他、農林水産部長と協議のうえ、実証する必要性が認められた代替技術	1 実証（試験・調査）の補助対象となる生分解性マルチは生分解性プラマーク取得製品に限る 2 化学合成緩効性肥料、ペースト肥料を用いた実証（試験・調査）は、プラスチックを使用した被覆肥料での栽培からの切り替えの場合のみ補助対象とする。